

最高裁上告断念に係る再度の申入書 特に地方自治法2条9項1号に関連して

2021年7月27日

広島市長 松井 一實 殿

広島県知事 湯崎 英彦 殿

【申し入れ】

2021年7月14日、広島高裁は「黒い雨訴訟」控訴審において、貴殿らの控訴を棄却し、原告全員に再び被爆者健康管理手帳の交付を命じた。判決の内容は原告らの完全勝利であって、広島市及び広島県は、この判決を受け入れ、最高裁上告を断念すべきであると、再度、申し入れる。

【理由】

1. 再度申し入れの趣旨

申し入れの理由に関しては、7月19日付け申入書で述べたのでここで繰り返さない。

再度申し入れる理由は、被爆者援護法による法定受託事務に関し、「国のいわば手足として動かなくてはいかんという組織の位置けである。」（松井広島市長の20年7月13日記者会見での発言）という認識のまま、現在に至っても広島市、広島県は厚労省（国）と協議を続けており、2000年4月改正地方自治法2条9項1号に規定された「法定受託事務」の立法趣旨を理解していないような外観を見せているからである。この申し入れでは、被爆者援護法に基づく法定受託事務では、広島市、広島県は国の指揮監督を受けることなく、自主的判断ができることを再度確認し、広島市及び広島県は、国の意向に左右されることなく、最高裁上告を断念すべきであると申し入れる。

2. 2000年4月改正地方自治法

旧地方自治法時代、国が地方公共団体に委任する事務は、「機関委任事務」とされ、「国の機関として、地方自治体の長や行政委員会が処理する事務であり、長などの機関は主務大臣の指揮監督を受ける」（同150条）と定められていた。機関委任事務は地方公共団体の事務のうち多い時には、総事務量の半分以上を占め、地方公共団体の「国の下請け機関化」の批判を浴びていた。地方自治の尊重、地方分権化の流れの中で、機関委任事務は廃止になり、2000年4月改正地方自治法では、新たに「法定受託事務」が作られた。法定受託事務は「国が本来果たすべき役割に係るものであって、国においてその適正な処理を特に確保する必要があるもの」（地方自治法2条9項1号）と定義される。以降、法定受託事務は国から指揮監督を受けるものではなく、国に替わって地方公共団体が自主的に判断できる事務となった。被爆者援護法に基づく被爆者認定事務は、まさにこの法定受託事務なのである。

従って、前出松井市長発言は、旧地方自治法時代の「機関委任事務」に関する認識を示したものであり、現行地方自治法に照らして適法ではない。

3. 広島市及び広島県は最高裁上告に関し自主的判断をすべき

広島市及び広島県は、現行地方自治法の立法趣旨に照らしてみると、最高裁上告について、国の意向に盲目的に従うのではなく、自主的に判断するのが適法なのである。国の意向に従うとすれば、それは地方自治法に照らして見ると違法行為である。

4. 「黒い雨」訴訟控訴審広島高裁判決

7月14日に出された「黒い雨」訴訟控訴審広島高裁判決は、今回原告84名の被爆者健康管理手帳申請を却下した広島市及び広島県の判断は、被爆者援護法に照らして「違法である」と明確に判示している。

今回、もし地方自治法の立法趣旨に反し、最高裁上告について広島市及び広島県の自主的判断を放棄し、国の意向に盲目的に従うとすれば、それ

は二重の違法行為（被爆者援護法違反及び地方自治法違反）を犯すことになる。広島市の市民としてまた広島県民として到底看過することはできない。

広島市及び広島県は、今回広島高裁判決、被爆者援護法、そして現行地方自治法の趣旨を遵守し、最高裁上告を断念すべきであると強く申し入れる。

以上

【申入書発出団体】

広島県原爆被害者団体連絡会

住所：〒730-0853 広島市中区堺町1丁目2-9-203
電話：082-503-2750

伊方原発広島裁判原告団

住所：〒733-0012 広島県広島市西区中広町2-21-22-203
電話：090-7372-4608

原発はごめんだヒロシマ市民の会

住所：〒731-5135 広島市佐伯区海老園2-17-9
電話：082-922-4850

憲法と平和を守る広島共同センター

住所：〒730-0051 広島市中区大手町4丁目2-27-403
電話：082-245-2501